

プロジェクトチーム及びスタディグループの設置及び運営について

平成30年10月
総合海洋政策本部参与会議座長

1. 趣旨・目的

海洋基本計画に記載された諸施策の中で、特に重要と考えられる施策について集中的に検討するため、参与会議に参考1のプロジェクトチーム(以下「PT」という。)を設置する。また、参考2のスタディグループを設けて参与の参画を得つつ、新計画に基づく施策について今後の方向性を含めて幅広く自由に意見交換を行う。

2. PTの構成員

- (1) PTは、座長が参与からの意見を聴取した上で指名した参与及びその他の有識者並びに次項で述べる関係行政機関を構成員とする。
- (2) PTには、関係行政機関の職員の積極的な参加を求めるものとする。
- (3) PTの運営及び取りまとめを担う主査は、当該PTを構成する参与のうちから座長が指名する。
- (4) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. PTの運営

- (1) PTの会議については、原則として非公開とする。
- (2) PTは、それぞれの審議結果を参与会議に報告するものとする。
- (3) PTにおける報告書等の取りまとめは、構成員間での協議を経て、主査が行う。当該報告書等は参与会議の意見書に添付される形で最終的に公表されるものとする。
- (4) 前各項に定めるもののほか、PTの運営に関し必要な事項は、構成員である参与間で協議し、それぞれの主査が定めることとする。

4. スタディグループの設置及び運営

- (1) スタディグループでの議論は原則として非公開とする。
- (2) スタディグループの審議の熟度によっては、PTへの変更の可能性があるものとする。
- (3) スタディグループの運営及び取りまとめを担う主査は、座長が参与からの意見を聴取した上で参与のうちから指名する。
- (4) スタディグループには、主査となる参与以外の積極的な参加を求めるものとする。

(5) スタディグループは、それぞれの意見交換の結果を参与会議に報告するものとする。その他スタディグループの運営はPTに準じて行う。

(参考1)

平成30年度に設置するPT

- MDA(海洋状況把握)の取組を活用した国境離島の状況把握等に関するPT
- 北極政策に関するPT
- 海洋プラスチックごみ対策PT

(参考2)

平成30年度に設置するスタディグループ

- シーレーン諸国との海洋産業協力の深化に関する研究会
- 海洋科学技術に関する研究会